

現協議会の解散及び新協議会の設置の方針について

1 現協議会の取扱いについて

(1) 現協議会の解散

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「現協議会」という。）の規約上の主たる設置目的は、「新組合の設置」と「広域処理方針の策定」となっている。

今般、「新組合を設置」し、「8市町間で協定を締結」することで、現協議会の当初の設置目的は果たされるものであるため、現協議会を解散する。

解散に当たり、現協議会の決算剰余金及び備品等については、新組合に引き継ぐこととする。

2 新協議会の設置について

(1) 新協議会について

ア 名称

県央ブロックごみ処理体制検討協議会

イ 構成団体

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、滝沢・雫石環境組合及び盛岡広域環境組合

ウ 役員及び事務局体制

(ア) 正副会長 互選により定める。

(会長：盛岡広域環境組合管理者を想定)

(イ) 事務局 会長職団体に置く。

(事務局：盛岡広域環境組合を想定)

エ 職員

盛岡広域環境組合職員が兼務する。兼務の発令は盛岡広域環境組合管理者が行う。

オ 費用負担

構成団体のうち、市町の負担金による。

負担割合は、現協議会と同様の「均等割50%、人口割50%」とする。

カ 規約案

別紙資料3-2のとおり。

(2) 令和5年度事業計画案について

ア 焼却処理以外の中間処理（不燃・粗大ごみ処理、資源化）について

令和3年度から4年度にかけて行った、圏域における処理体制や、共同処理する際の処理施設の配置（案）等に係る検討、情報交換等の状況を踏まえ、専門業者への委託による整理・検証を進め方針・方向性を決定していくものとする。

なお、以下の課題については、新焼却処理施設の稼働に合わせて対応が必要になることから、優先して検討を進めるものとする。

- ① 不燃・粗大ごみ処理体制の構築
- ② プラスチック資源循環促進法への対応

イ 最終処分について

各市町の既存最終処分場の延命化の方策について協議するとともに、新たな最終処分場の立地及び既存の最終処分場の管理状況に関する情報収集を進める。

3 新たな検討組織に係る今後のスケジュールについて

時期	会議	協議事項
令和5年1月	令和4年度第2回協議会	・現協議会解散・新協議会設置の方針について協議
令和5年3月 (同日開催)	令和4年度第3回協議会	・現協議会の解散について承認 (決算剰余金、備品等の取扱いを協議)
	新協議会設置に関する協議	・新協議会規約の承認（規約は同日付けで施行）
	第1回【新協議会】	・正副会長の選任 ・令和5年度事業計画、予算の承認
令和5年6月	令和5年度協議会	・決算の認定、現協議会の解散